

## 改正概要説明書

国名： フィリピン

法令名： 知的財産法

改正情報： 2013 年 3 月 4 日施行， 2015 年版

### 改正概要：

#### 1. 著作権局についての規定を追加

フィリピン知的財産法は、特許・商標等の他著作権についての規定を有するところ、知的財産庁の機構として「著作権局」を創設し、関連規定を追加した(第 6 条，第 9A 条等)。

#### 2. 知的財産庁長官の職務を追加

知的財産権保護促進の見地から、知的財産庁長官は、侵害行為等に関する捜査機関等を統括し、違反者の捜索等の職務を行う旨、また、著作権局長による決定に対する訴えも知的財産庁長官が専属管轄権を有する旨を追加した(第 7 条)。

#### 3. 著作権局の任務を追加

著作権局の任務として、紛争解決、著作権管理団体の監督等を含む著作権に関する調査研究やサービスを新たに規定した(第 9A 条)。

#### 4. 特許権の効力の制限規定の追加

パリ条約 5 条の 3 に従い、領域内に一時的又は偶発的に入った外国船舶等の内部で発明が使用された場合等には国内特許権の効力が制限される旨を新たに規定した(第 72 条)。

#### 5. 政府による強制実施を可能とする項目及び実施の条件等を追加

薬剤の特許について、国家に緊急事態が発生した場合や不実施の場合には、政府や政府の許可を得た者が強制実施権を取得できる旨及び強制実施権付与の条件や制限等についての規定を追加した(第 74 条)。

#### 6. 著作権に関する用語の定義の追加

著作権の保護対象について、公衆送信・複製の定義を具体化し、また、技術的手段・権利管理情報についての定義を追加した(第 171 条)。

#### 7. 著作権のライセンスに関する規定の追加

著作権の排他的ライセンスが可能である旨及び著作権者が譲受人・ライセンシーから会計報告を受領する権利についての規定を追加した(第 180 条)。

#### 8. 著作権管理協会の適格性審査の規定の追加

著作権管理協会は知的財産庁の適格性審査を受ける旨の規定を追加した(第 183 条)。

#### 9. 著作権侵害の例外等の追加

・著作権侵害とされない行為として視覚障害者向けの著作物の複製等を追加した(第 184 条)。

- ・ デコンピレーションが著作物の公正な使用と認められる程度を追加した(第 185 条)。
- ・ 著作権侵害品を個人的目的で輸入する行為は著作権侵害とならない旨の旧規定を削除した(第 190 条)。

#### **10. 著作物の図書館への寄託等の規定の見直し**

著作物を国立図書館・最高裁判所図書館への登録・寄託について、著作権者の義務から任意に変更した(第 191 条)。

#### **11. 著作者人格権の存続期間の変更**

著作者人格権の存続期間につき、死後 50 年の旧規定を変更し永続するものとした(第 198 条)。

#### **12. 実演の収録対象の拡大**

実演家の権利について、実演の収録対象を録音物の他に録画物を含めた(第 203・204 条)。

#### **13. 録音物の著作権の権利範囲の拡大**

録音物製作者が録音物を公衆に利用可能とすることを許諾する権利を規定した(第 208 条)。

#### **14. 著作権の制限の規定の整備**

旧規定を変更し、著作権の制限に関する第 8 章の規定を実演家、録音物制作者、放送機関の権利に準用する旨の規定とした(第 212 条)。

#### **15. 知的財産権の侵害の規定の整備**

侵害の範囲に、直接侵害の他、他者の侵害行為による受益者の侵害関与や侵害の誘発・寄与の行為が含まれることを追加し、著作権侵害につき法定損害賠償や懲罰的賠償の制度を導入するとともに、裁判所の証拠収集権限の制限を追加した(第 216 条)。

#### **16. 著作権侵害の刑事罰の条件追加**

侵害罪の刑罰のうち、技術的手段の回避、管理情報の除去等について初犯、再犯、3 回目以上の犯行ごとに罰金の上限を課する場合の条件を追加した(第 217 条)。

#### **17. 侵害品差押え等の情報の開示を追加**

侵害品の差押えや押収について、侵害品の所有者等にその旨を通知する旨の規定を新設した(第 220A 条)。

#### **18. 知的財産権の教育政策の採用**

学校等での知的財産権教育を政策として採用する旨を新設した(第 230 条)。

**改正内容：**

・ **第 6 条**

6.2 において著作権局が追加された。

・ **第 7 条**

7.1(b)において著作権局が追加された。

7.1(c)-(e)は新設項である。

・ **第 9A 条**

新設条文である。

・ **第 72 条**

72.6 は新設項である。

・ **第 74 条**

政府による発明の使用が明確化された。

・ **第 171 条**

171.3-171.13 において著作権に関する定義が更新された。

・ **第 180 条**

180.4-180.5 は新設項である。

・ **第 183 条**

著作権管理協会につき明確化された。

・ **第 184 条**

184.1(1)は新設項である。

・ **第 190 条**

190.1-190.2 は削除された。

・ **第 191 条**

国立図書館及び最高裁判所図書館での登録及び寄託に関して明確化された。

・ **第 198 条**

著作者人格権の存続期間に関して明確化された。

・ **第 203 条, 第 204 条**

実演家の権利に関して明確化された。

・ **第 208 条**

208.4 は新設項である。

・ **第 212 条**

権利の制限に関して明確化された。

・ **第 216 条**

権利の侵害に関して明確化された。

・ **第 217 条**

刑事罰に関して明確化された。

・ **第 220A 条, 第 230 条**

新設条文である。